○ 石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例

(昭和 57 年 3 月 30 日 条 例 第 2 号)

改正

昭和59年2月23日条例第1号 昭和61年2月27日条例第1号 平成元年3月20日条例第2号 平成3年8月6日条例第4号 平成5年8月3日条例第2号 平成5年8月3日条例第2号 平成9年8月29日条例第6号 平成11年2月25日条例第6号 平成11年2月25日条例第5号 平成17年8月29日条例第5号 平成17年8月29日条例第5号 平成18年9月1日条例第7号 平成18年9月1日条例第6号 昭和60年2月25日条例第1号 昭和63年2月25日条例第3号号 平成2年3月2日条例第3号 平成5年2月19日条例第1号 平成5年11月24日条例第第3号号 平成5年11月24日条例第第3号号 平成10年8月31日条例第第6号号 平成12年2月23日条例第第6号号 平成15年2月6日条例第第15号号 平成16年8月8日条例第第5号号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、石狩湾新港管理組合(以下「管理組合」という。)の管理する港湾施設の管理に関し必要な事項を定め、その安全かつ効率的な利用を図ることにより、石狩湾新港の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「港湾施設」とは、港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第2条第5項に規定された施設であつて、管理組合が公示した施設をいう。 (責務)
- 第3条 管理組合は、港湾施設を良好な状態に維持するとともに、その安全かつ効率的な 利用が図られるよう努めるものとする。
- 2 港湾施設を利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに法その他の法 令に従い、港湾施設の安全かつ効率的な利用に支障とならないようにするとともに、港 湾環境の維持に努めなければならない。

第2章 使用

第1節 通常使用

(通常使用)

第4条 港湾施設は、当該港湾施設の目的(法第2条第5項各号に区分された港湾施設の目的をいう。以下同じ。)に従い、これを使用することができる。

(通常使用の許可)

- 第5条 前条の規定により、港湾施設を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、管理組合管理者(以下「管理者」という。)の許可を受けなければならない。 (使用区分)
- 第6条 管理者は、港湾施設の効率的な利用を確保するため、必要があると認めるときは 規則の定めるところにより、岸壁、上屋、荷さばき地その他の港湾施設を指定して、船 舶若しくは貨物の種類別、航路別又は仕向地別に使用させることができる。 (許可の基準)
- 第7条 管理者は、第5条の規定に基づく許可の申請が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、許可してはならない。ただし、第2号又は第3号に該当する場合で、管理者が港湾の運営上特に必要があると認めるときは、同号に定める期間を短縮して、許可することができる。
 - (1) 申請者が、当該申請に係る港湾施設を使用するについて必要な免許、許可、その他の法令に基づく資格を有しないとき。
 - (2) 申請者が、この条例の規定により、使用の許可の取消しを受け、その取消しのあった日から起算して2年を経過しないとき。
 - (3) 申請者が、この条例の規定により、過料に処せられ、その処分のあつた日から起算して2年を経過しないとき。
 - (4) 申請者が、当該港湾施設を原状に回復することが困難であるおそれが認められるとき。
 - (5) 申請に係る行為が、当該港湾施設の目的及び能力に照らして適切でないと認められるとき。
 - (6) 申請に係る行為により、港湾施設が損傷又は汚損されると認められるとき。
 - (7) その他港湾の開発、利用又は保全に関し著しく支障を与えるおそれがあると認められるとき。

(転貸等の禁止)

第8条 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る港湾施設を管理者の許可なく第三者 に使用させてはならない。

第2節 目的外使用

(目的外使用の許可)

- 第9条 港湾施設は、第4条の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、管理者の 許可を受けて当該港湾施設の目的以外の目的に使用することができる。
- 2 第8条の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の基準)

- 第10条 管理者は、前条の規定に基づく許可の申請が、次の各号の一に該当すると認め られる場合は許可してはならない。
 - (1) 第7条で規定する許可の基準に反するとき。
 - (2) 当該港湾施設の目的及び用途を妨げるおそれがあると認められるとき。

第3節 占用

(占用の許可)

- 第11条 港湾施設は、規則の定めるところにより、管理者の許可を受けて当該港湾施設 に工作物を設置する等により、その全部又は一部を占用することができる。
- 2 第8条及び前条の規定は、前項の許可について準用する。

第3章 使用料

(使用料の納付)

- 第12条 港湾施設を使用(占用を含む。以下この章において同じ。)する者は、別表に 定める金額を使用料として納付しなければならない。
- 2 使用料の徴収方法、納期及び算定に必要な事項は、この条例に定めるもののほかに、 規則で定める

(使用料の減免)

- 第13条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用料を減額又は免除することができる。
 - (1) 国、地方公共団体又は公共的団体が、公用、公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき。
 - (2) 地震、暴風雨、火災その他の災害により港湾施設の全部又は一部を使用することができないとき。
 - (3) その他管理者が、特別の理由があると認めるとき。

(使用料の還付)

- 第14条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、未使用 期間に係る使用料を還付することができる。
 - (1) 港湾計画その他公益上の理由により当該港湾施設の使用許可を取消し、又は変更したとき。
 - (2) 災害その他使用者の責に帰すことのできない理由により当該港湾施設の使用の開始又は継続ができないとき。
 - (3) その他管理者が特別の理由があると認めるとき。

第4章 規制

(加算料金)

- 第15条 港湾施設を使用させる場合において、当該使用に関し次の各号に掲げる費用を その使用者に負担させることが相当であるときは、当該費用の額をその使用料の額に加 算して徴収するものとする。
 - (1) 電気若しくは電力料金、水道料金(下水道料金を含む。) 又はガス料金
 - (2) 暖冷房に要する経費
 - (3) その他管理者が使用者に負担させることが相当であると認める費用の額。

(禁止行為)

- 第16条 何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない.
 - (1) 岸壁(さん橋を含む。以下同じ。)、物揚場、護岸、道路又は橋りように貨物その他の物件を放置すること。

- (2) 岸壁、物揚場又は護岸に駐車すること。
- (3) その他管理者の定める行為
- 2 何人も、港湾区域内において、正当な理由なく、遊泳又は潜水行為をしてはならない。 (行為の許可)
- 第17条 次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、管理者の許可を受けなければ ならない。
 - (1) 港湾施設内において、くんじよう作業(くんじよう施設を有する上屋及び倉庫におけるくんじよう作業を除く。)その他の消毒作業を行うこと。
 - (2) 港湾施設の原状に変更を加える(第 11 条の許可に係る行為として行う場合を除く。) こと。
 - (3) その他管理者の定める行為
- 2 第10条の規定は、前項の許可について準用する。

(使用禁止の物件)

- 第18条 次の各号の一に該当する物件の取扱いについては、港湾施設の使用を禁止する。 ただし、管理者が数量、荷さばき方法その他当該物件の取扱いについて、安全の確保の ため必要な措置がとられていると認めて承認したものについては、この限りでない。
 - (1) 爆発若しくは燃焼しやすいもの、又は劇薬若しくは毒薬であつて取扱上危険と認められるもの
 - (2) 他の貨物を損傷するおそれがあるもの
 - (3) 病毒、伝染若しくは汚染のおそれがあるもの、又は腐敗物若しくは不潔なもの
 - (4) 岸壁、物揚場その他の施設を損傷するおそれがあるもの
 - (5) その他管理者の指定するもの

(措置命令)

- 第19条 管理者は、この条例若しくはこの条例に基づく規則、又はこれらの規定に基づく処分に違反した者に対し、作業その他の行為の中止、車両若しくは貨物その他の物件の移動、又はこれらの搬出、船舶の離けい又は転けい、工作物その他の設備の改築、移転又は撤去、危険予防の措置その他の必要な措置をとること、又は原状に回復することを命ずることができる。
- 2 管理者は、前項に規定する場合のほか港湾施設を良好な状態に維持し、安全かつ効率 的な利用を図るため必要があると認めるときは、港湾施設を利用する者に対し、前項に 規定する措置を命ずることができる。

第5章 監督

(許可の取消し等)

- 第20条 管理者は、次の各号の一に該当する者に対し、この条例の規定によつて与えた 許可を取消し、変更し、その効力を停止し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条 件を付すことができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した者
 - (2) 許可に付した条件に違反した者

- (3) 詐偽その他不正な手段により許可を受けた者
- (4) 許可を受けた港湾施設を正当な理由がなく使用しない者
- 2 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例又はこの条例に基づく 規則の規定により許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。
 - (1) 許可に係る作業その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むにつき、他の 法令の規定に基づき行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とする場 合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が 取消され、若しくは効力を失なつたとき。
 - (2) 港湾工事のため止むを得ない必要が生じたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、港湾施設の安全かつ効率的な利用を図るためその他公益上必要があると認めるとき。

第6章 雑則

(報告の徴収等)

- 第21条 管理者は、必要があると認めるときは、この条例又にこの条例に基づく規則の 規定により許可を受けた者から必要な報告を徴し、又は職員(管理者が指定した職員を いう。以下同じ。)をして当該許可に係る行為の場所、事務所若しくは事業場に立入ら せ、当該許可に係る行為の状況又は工作物、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ ることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その立入りに際して関係者の正常な業務を 妨げるようなことがあつてはならない。
- 3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者からの要求があるときはこれを提示しなければならない。

(入出港の届出)

第22条 大型船舶(総トン数500以上の船舶をいう。)が、港湾区域(法第33条第2項において準用する法第9条第1項の規定により公告された石狩湾新港港湾区域をいう。)に入港したとき、又は出港しようとするときは、規則の定めるところにより入港届又は出港届を管理者に提出しなければならない。

(許可の条件)

第23条 管理者は、この条例の規定に基づく許可について、港湾施設の安全かつ効率的 な利用その他港湾の適正な運営のために必要な条件を付すことができる。

(原状回復義務)

- 第24条 港湾施設の使用の許可を受けた者は、当該港湾施設の使用を終了したとき、又は許可を取消されたときは、自己の負担において直ちにこれを原状に回復し、管理者の検査を受けなければならない。ただし、管理者が別に指示した楊合はこの限りでない。 (損害賠償)
- 第25条 港湾施設の使用により使用者又は第3者に生じた損害は、当該施設に重大な欠陥のある場合を除き、管理者は、賠償の責を負わない。

2 この条例又はこの条例に基づく規則若しくはこれに基づいて行う命令又は処分によつ て生じた損害についても、前項と同様とする。

(損害の回復)

- 第26条 使用者が港湾施設その他附属物を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、速 やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の場合、使用者がその義務を履行しないときは、管理者がこれを執行し、 その費用を義務者から徴収するものとする。

(施行細則)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(使用料を免れた者に対する過料)

第28条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(港湾施設の利用に関する過料)

- 第29条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。
 - (1) 許可を得ないで使用したとき。
 - (2) 不正な手段をもつて使用許可を受けたとき。
 - (3) この条例(第16条第2項は除く。)又はこの条例に基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき。

(禁止行為に関する科料)

第30条 第16条第2項の規定に違反したものは、科料に処する。

附則

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和59年条例第1号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年条例第1号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年条例第1号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第4号)

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則 (平成元年条例第2号)

この条例は、平成元年5月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第3号)

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則 (平成3年条例第4号)

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。ただし、別表第7項第3号及び第4号の改正規定は、平成3年10月15日から施行する。

附 則(平成5年条例第1号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。

附 則 (平成5年条例第4号)

この条例は、平成6年1月1日から施行する。

附 則 (平成8年条例第2号)

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から 施行する。

(平成8年規則第9号で平成8年8月26日から施行)

附 則 (平成9年条例第3号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第6号)

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則 (平成 10 年条例第 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例は、この条例の施行の 日(以下「施行日」という。)以後における使用料について適用し、施行日前から引き続 く場合の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年条例第 2 号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例は、この条例の施行の 日(以下「施行日」という。)以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可 に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 13 年条例第 5 号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成 15 年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年条例第 4 号)

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成 18 年条例第 5 号)

(施行期日)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第7号)

(施行期日)

この条例は、平成18年9月1日から施行する。ただし、別表第2項第3号、別表第8項 第1号、別表第9項第2号及び第3号の改正規定は、公布の日から起算して6月を超え ない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則 (平成 26 年条例第 1 号)

(施行期日)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第1号)

(施行期日)

この条例は、平成29年6月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第3号)

(施行期日)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

この条例による改正後の石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例別表の規定は、この条例 の施行の日(以下「施行日」という。)以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第6号)

(施行期日)

この条例は、令和元年12月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第5号)

(施行期日)

この条例は、令和6年8月19日から施行する。

別表

- 1 岸壁等使用料(岸壁、物揚場(漁港区及び船溜(以下「漁港区等」という。)を除く。) 及びドルフィンに適用)
 - (1) 総トン数 100 トン以上の船舶については、総トン数 1 トンにつき、次の区分による。
 - ア けい留時間 12 時間まで 8円 40 銭
 - イ けい留時間 24 時間まで(アの場合を除く。) 11円 20 銭
 - ウ けい留時間 24 時間を超えるときは、超過する 12 時間までごとにイの額に次の額を加算する。 5円 60 銭
 - (2) 総トン数50トン以上100トン未満の船舶については、1隻につき、次の区分による。

- ア けい留時間 12 時間まで 832 円
- イ けい留時間 24 時間まで(アの場合を除く。) 1.110 円
- ウ けい留時間 24 時間を超えるときは、超過する 12 時間までごとにイの額に次の額を加算する。 555 円
- (3) 総トン数50トン未満の船舶については、1隻につき、次の区分による。
 - ア けい留時間 12 時間まで 405 円
 - イ けい留時間 24 時間まで(アの場合を除く。) 540 円
 - ウ けい留時間 24 時間を超えるときは、超過する 12 時間までごとにイの額に次の額を 加算する。 270 円
- 2 荷さばき地使用料(漁港区等を除く。)
 - (1) 一般使用料
 - ア 初日から 15 日まで 1 平方メートル 1 日までごとに
 - (ア) コンクリート舗装の荷さばき地 4円17銭
 - (イ) その他の荷さばき地 4円
 - イ 16 日以降 1 平方メートル 1 日までごとに
 - (ア) コンクリート舗装の荷さばき地 6円26銭
 - (イ) その他の荷さばき地 6円
 - (2) 専用使用料 1平方メートル1月につき
 - ア コンクリート舗装の荷さばき地 102円36銭
 - イ その他の荷さばき地 98円
 - (3) 西2号荷さばき地使用料 1月につき 3,082,000円
- 3 港湾施設用地等使用料(漁港区等を除く。ただし、(3)占用使用料は荷さばき地及び漁業 区等を含む。)
 - (1) 一般使用料
 - ア 初日から15日まで 1平方メートル1日までごとに 2円90銭
 - イ 16 日以降 1 平方メートル 1 日までごとに 4 円 40 銭
 - (2) 専用使用料
 - ア 防塵柵付舗装地 1平方メートル1月につき 65円
 - イ 舗装地 1平方メートル1月につき 61円
 - ウ 未舗装地 1平方メートル1月につき 52円
 - (3) 占用使用料
 - ア 地上施設又は物件
 - (ア) 第1種電柱 1本につき1年 1,000円
 - (イ) 第2種電柱 1本につき1年 1,600円
 - (ウ) 第3種電柱 1本につき1年 2,200円
 - (エ) 第1種電話柱 1本につき1年 930円
 - (オ) 第2種電話柱 1本につき1年 1,500円
 - (カ) 第3種電話柱 1本につき1年 2,100円

- (キ) その他の柱類 1本につき1年 72円
- (ク) 共架電線その他上空に設ける線類 長さ1メートルにつき1年 10円
- (ケ) 地下電線その他地下に設ける線類 長さ1メートルにつき1年 5円
- (コ) 路上に設ける変圧器 1個につき1年 700円
- (サ) 地下に設ける変圧器 占用面積1平方メートルにつき1年 480円
- (シ) 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 1個につき1年 1,400円
- (ス) 郵便差出箱類 1個につき1年 600円
- (セ) 広告塔 表示面積1平方メートルにつき1年 4,400円
- (ソ) その他のもの 占用面積1平方メートルにつき1年 1,400円

イ 地下管路類

- (ア) 外径が 0.1 メートル未満のもの 長さ1 メートルにつき1年 48円
- (イ) 外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの 長さ1メートルにつき1年 72円
- (ウ) 外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの 長さ1メートルにつき1年 95 円
- (エ) 外径が 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満のもの 長さ1メートルにつき1年 190円
- (オ) 外径が 0.4 メートル以上 1 メートル未満のもの 長さ1メートルにつき1年 480円
- (カ) 外径が 1 メートル以上のもの 長さ 1 メートルにつき 1 年 950 円 ウ 移動可能施設又は物件
 - (ア) 一時的に設けるもの 占用面積1平方メートルにつき1日 44円
 - (4) その他のもの 占用面積1平方メートルにつき1月 440円
- エ 看板その他の工作物
 - (ア) 看板 (アーチであるものを除く。)
 - ① 一時的に設けるもの 表示面積1平方メートルにつき1月 440円
 - ② その他のもの 表示面積1平方メートルにつき1年 4,400円
 - (イ) 標識 1本につき1年 1,100円
 - (ウ) 旗竿
 - ① 一時的に設けるもの 1本につき1日 44円
 - ② その他のもの 1本につき1月 440円
 - (エ) 幕
 - ① 一時的に設けるもの その面積1平方メートルにつき1日 44円
 - ② その他のもの その面積1平方メートルにつき1月 440円
 - (オ) アーチ
 - ① 車道を横断するもの 1 基につき 1 月 4,400 円
 - ② その他のもの 1 基につき 1 月 2,200 円
- オ 工事用施設又は物件 占用面積1平方メートルにつき1月 440円

- カ アからオに定める以外のもの 2 又は3の(1)若しくは(2)に定める使用料を準用 する。
- 4 船舶給水施設使用料
 - (1) 基本料金 給水1回ごとに、次の区分計算による。

ア 総トン数 100 トン以上の船舶

- (ア) 10 立方メートルまで 夏期 7,800 円 冬期 10,000 円
- (イ) 10 立方メートルを超える 1 立方メートルまでごとに 夏期 780 円 冬期 1,000 円

イ 総トン数 100 トン未満の船舶

- (ア) 5 立方メートルまで 夏期 3,900 円 冬期 5,000 円
- (イ) 5 立方メートルを超える 1 立方メートルまでごとに 夏期 780 円 冬期 1,000 円
- (2) 執務時間外及び荒天時の給水については、それぞれ基本料金の5割増とする。
- 5 木材ふ頭特別整備施設使用料
 - (1) 木材 1 立方メートルまでごとに 140 円
- 6 漁港施設等使用料(漁港区等に適用)
 - (1) 港湾施設用地等使用料

ア 基本料金(1平方メートル1月につき)

- (ア) 一級地 53円55銭
- (イ) 二級地 44円10銭
- (ウ) 三級地 37円80銭

ただし、舗装地の場合は、各級地の単価に7円34銭を加算する。

イ 割増料金

工作物(埋設管、架空管、電柱その他これらに類するもの及び仮設物を除く。)を設置する場合は、基本料金の2割に相当する額を加算する。

(2) 漁港区等物揚場使用料

ア 一般使用料

- (ア) 総トン数 20 トン未満の船舶 1 隻につき 1 日までごとに 157 円
- (イ) 総トン数 20 トン以上の船舶 1 隻につき 1 日までごとに 315 円

イ 登録使用料

- (ア) 登録期間が1月までの船舶 総トン数1トンにつき 126円
- (イ) 登録期間が1月を超え3月までの船舶 総トン数1トンにつき 346円50銭
- (ウ) 登録期間が3月を超え6月までの船舶 総トン数1トンにつき 661円50銭
- (エ) 登録期間が 6 月を超え 9 月までの船舶 総トン数 1 トンにつき 945 円
- (オ) 登録期間が9月を超え1年までの船舶 総トン数1トンにつき 1,197円

7 上屋使用料

(1) 一般使用料

ア 許可の日から3日まで 1平方メートル1日までごとに 5円45銭

- イ 許可の日から4日以降15日まで 1平方メートル1日までごとに 11円12銭
- ウ 許可の日から 16 日以降 30 日まで 1 平方メートル 1 日までごとに 24 円 61 銭
- エ 許可の日から 31 日以降 1 平方メートル 1 日までごとに 49 円 95 銭
- (2) 専用使用料 1平方メートル1月につき 312円
- (3) 天井クレーン付上屋一般使用料
 - ア 許可の日から3日まで 1平方メートル1日までごとに 17円88銭
 - イ 許可の日から4日以降15日まで 1平方メートル1日までごとに 36円37銭
 - ウ 許可の日から 16 日以降 30 日まで 1 平方メートル 1 日までごとに 80 円 52 銭
 - エ 許可の日から 31 日以降 1 平方メートル 1 日までごとに 163 円 43 銭
- (4) 天井クレーン付上屋専用使用料 1平方メートル1月につき 516円
- (5) くん蒸使用料 1平方メートル1日につき 171円
- (6) 定温施設使用料 1平方メートル1日につき 76円
- 8 ひき船使用料
 - (1) 基本料金
 - ア 総トン数 3,000 トン未満の船舶 使用時間 1 時間につき 30,700 円
 - イ 総トン数 5,000 トン未満の船舶 使用時間 1 時間につき 52,000 円
 - ウ 総トン数 10,000 トン未満の船舶 使用時間 1 時間につき 67,000 円
 - エ 総トン数 15,000 トン未満の船舶 使用時間 1 時間につき 101,900 円
 - オ 総トン数 20,000 トン未満の船舶 使用時間 1 時間につき 114,600 円
 - カ 総トン数 25,000 トン未満の船舶 使用時間 1 時間につき 130,700 円
 - キ 総トン数 30,000 トン未満の船舶 使用時間 1 時間につき 158,200 円
 - ク 総トン数 30,000 トン以上の船舶 使用時間 1 時間につき 199,700 円 使用時間が 1 時間を超える場合は、超過時間 30 分までごとに 5 割の額を加算する。
 - (2) 割増料金
 - ア 冬期 (1)の5割相当額
 - イ 執務時間外 (1)の5割相当額
 - ウ 荒天時 (1)の5割相当額
 - エ 防波堤外 (1)の5割相当額
 - (3) 待機料

ひき船が待機した後、使用者の都合により使用時間を変更し、又は使用しなかつたとき、(1)及び(2)のイの合計の5割相当額

(4) 石狩湾新港小樽港間回航料 片道1回につき 55,000円

- 9 荷役機械使用料
 - (1) ガントリークレーン 使用時間 1 時間につき 46,400 円
 - (2) リーチスタッカー 使用時間 1 時間につき 4,750 円
 - (3) チップ用荷役機械 使用期間 1 月につき 6,798,000 円

ただし、使用時間が1時間を超える場合は、超過時間30分までごとに5割の額を加算する。

- 10 計量器使用料
 - (1) トラックスケール 1回につき 485円
- 11 電気施設使用料
 - (1) 冷凍コンセント 1口1時間につき 133円

備考

- 1 外航船舶とは、消費税法施行令(昭和 63 年政令第 360 号)第 17 条第 2 項第 3 号に規定する船舶をいう。
- 2 夏期は、4月1日から11月30日までとし、冬期は、12月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 執務時間は、日曜日、土曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から翌年1月3日まで及び管理者が必要と認める日をいう。)を除き、午前9時から午後5時30分までとする。
- 4 ひき船を船舶のけい離作業以外の作業に使用するときの料金については、管理者がその都度定める。
- 5 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3 条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同 じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持する ものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものとする。
- 6 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものとする。
- 7 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外が当該電柱又は電話柱に設置する 電線をいうものとする。
- 8 移動可能施設又は物件とは、土地に固着せず、容易に撤去できるもので、露店、商品置場その他これらに類する施設又は物件をいうものとする。
- 9 工事用施設又は物件とは、工事用板囲、足場、詰所及び土石、竹木、瓦その他これ らに類する施設又は物件をいうものとする。
- 10 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 11 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 12 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満である

とき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

13 別表各号で定める使用料については、当該使用料に課される消費税及び地方消費税 に相当する額を加えた額(その額に当該使用料の単位未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額。)とする。ただし、外航船舶の岸壁等使用料、港湾施設用地等 使用料のうち(3)占用使用料(占用期間が1月未満のものを除く。)、外航船舶の船舶給 水施設使用料、木材ふ頭特別整備施設使用料及び外航船舶のひき船使用料にあっては、上記に定める額とする。